

事前申請が必要です！

令和7年度

多摩市事業者用重点対策加速化事業補助金のご案内

「多摩市重点対策加速化事業計画」が、環境省の「地域脱炭素移行再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」に都内で初めて選定されました。国の支援を活用し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化に向けた取組を進めていきます。



【補助対象】

太陽光発電システム

ソーラーカーポート

高効率空調機器

高効率照明機器

※補助対象機器毎の機器要件があります。

【申請受付期間】

令和7年4月14日(月曜日)～令和8年1月30日(金曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します。

※本補助金は事前申請が必要になります。ご注意ください。

【予算額】

太陽光発電システム … 209万円

ソーラーカーポート … 500万円

高効率空調機器 高効率照明機器 … 3,250万円

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時

※出張所では申請を受付けておりません。

郵送、もしくは環境政策課の窓口までお越しく下さい。



1. 要件について

(1) 補助事業要件

- ・市内に所在する事業所の敷地内に設置されていること
- ・国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・決定通知書受領後、令和8年2月末日までに契約・設置・稼働・支払いが完了していること
- ・国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業に係る要件を満たしていること
- ・太陽光発電システム及びソーラーカーポートに係る補助事業を受けるものは、申請年度の終わりに自家消費率に関する実績報告を提出し、当該年度を含めた5年間の実績報告を作成し、保管すること
- ・太陽光発電システムに係る補助事業を受けるものは、災害時に電力供給や物資の提供等、多摩市民に対する支援を行うこと及び多摩市が作成する災害時に市民に対する支援を行うことを表示した掲示物等を掲示すること

(2) 共通補助対象機器要件

- ・商用化され、導入実績のあること
- ・国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の機器等の交付要件を満たしていること

(3) 機器別補助対象機器要件

①太陽光発電システム・ソーラーカーポート

- ・国の固定単価買取制度（FIT、FIP）を利用していないこと
- ・自家消費率が50%を超えていること（太陽光発電システム・ソーラーカーポート）
- ・発電電力量の計測機能を備えていること

②高効率空調機器

- ・従来の空調機器に対して、30%以上の省CO2効果が得られること

③高効率照明機器

- ・自動調光制御機能を有すること
- ・以下の固有エネルギー消費効率(lm/W)の基準値を満たすこと
光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上
光源色が温白色・電球色：50以上

2. 申請について

(1) 申請受付期間

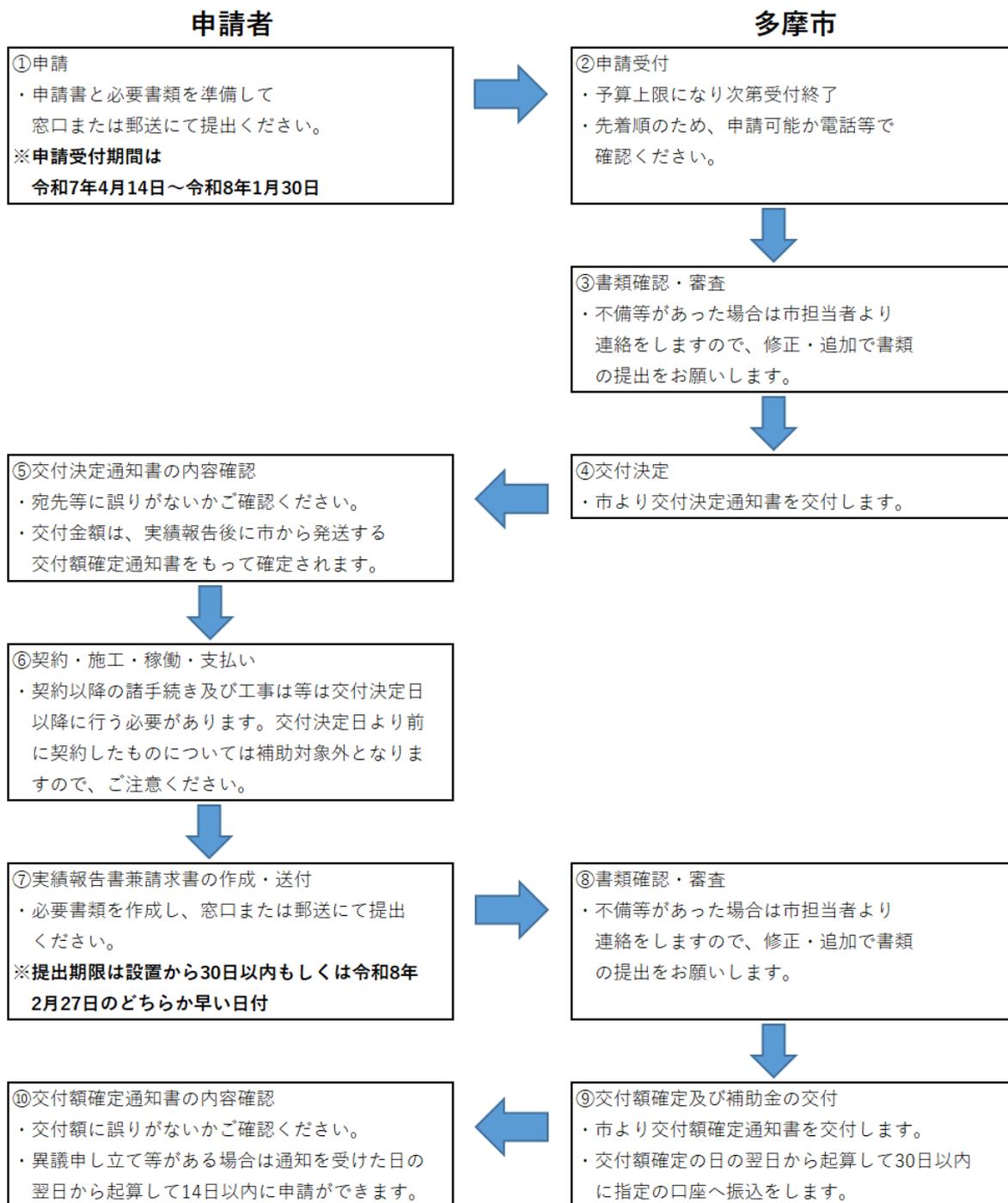
- ・令和7年4月14日（月）から令和8年1月30日(金)まで
※受付時間は平日の午前9時～12時、午後1時～5時までとなります。
※郵便の場合は令和8年1月30日必着

(2) 申請方法

- ・多摩市役所東庁舎1階の環境政策課の窓口もしくは郵送での申請

※先着順となります。受付期間中であっても予算に達し次第、受付を終了します。

(3) 申請の流れ



申請後に内容変更や中止が発生した場合は速やかにご連絡ください。
「補助金に係る補助事業（変更・中止・廃止）承認申請・補助金変更交付申請書（第6号様式）」をご提出いただけます。※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

3. 補助金額について

(1) 補助対象経費となるもの

- ① 工事費・・・補助事業を行うために直接必要な材料の購入、運搬、保管、人員等に要する経費
- ② 設備費・・・補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入、購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
- ③ 業務費・・・補助事業を行うために直接必要な機器、設備、システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する費用

※消費税は補助対象経費には含まれません。

(2) 補助対象経費の計算

補助対象経費から差し引くもの

- ① 割引金額
- ② 東京都からの補助予定金額

(3) 補助上限金額について

補助対象機器	補助率	上限額
太陽光発電システム	—	①2万円/kW(市外事業者利用時) ②3万円/kW(市内事業者利用時) ※上限は49kW(①98万円、②147万円)
ソーラーカーポート	1/3	100万円
高効率空調機器	1/2	1,000万円
高効率照明機器	1/2	1,000万円

※太陽光発電システムについて、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。使用するkWは、太陽光電池の公称最大出力の合計もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい値のものとなります。小数点以下は切り捨てで計算

※交付申請金額は1,000円未満切り捨てとなります。

4. 提出書類について

(1) 交付申請時提出書類

<p>① 交付申請書 (第1号様式・第2号様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙の記入例を参考に、ご記入ください ・消せるボールペンでの記入はできません ・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません ・必ず裏面の注意事項に同意をしていただく必要があります
<p>② 見積書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で見積書の有効期限内であるもの
<p>③ 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発行から3ヶ月以内のもの ・個人事業主の場合は、開業等届出書の写し及び発行から3ヶ月以内の住民票の写し
<p>④ 補助対象機器の要件を満たすものであることが分かる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログの該当ページの写しなどの機器情報が記載されているもの ・申請機器毎に要件を満たすことが確認できる書類 (太陽光発電システム・ソーラーカーポート) 太陽光発電システムに係る電力の発電量が分かる書類 (高効率空調機器) 既存の空調機器と比較して温室効果ガス排出率を30%以上削減していることが分かる書類 (高効率照明機器) 調光制御機能がついていることがわかる書類
<p>⑤ 補助対象機器を設置する場所の現況写真及び位置図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する機種が屋外に設置される場合の位置図は航空写真等も可 ・高効率照明機器等を複数設置する場合の現況写真は同一機種のみフロア毎1枚ずつで可
<p>⑥ 補助対象機器を設置する場所の登記事項証明書(土地又は建物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度中に発行されたのもの ・登記情報提供サービスの写しは不可
<p>⑦ 市内事業者が購入又は施工を行う予定が確認できる見積書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムに係る補助事業者の内、市内事業者を利用する旨の申請をしている者のみ
<p>⑧ 自家消費率計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム又はソーラーカーポートを設置しようとするもののみ
<p>⑨ テナント等で借用している場合にオーナーの承諾を得ていることがわかる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する内容をテナント等のオーナーが承諾していることが分かる書類 ・様式は問わない

※個人事業主で開業届出を出すことが義務づけられていないものは事業を行っていることがわかる書類(確定申告書第1表及び青色申告書等のうち当該事業所で収益を得ていることがわかる内容の記載があるもの)

(2)実績報告時提出書類

①実績報告書兼請求書 (第9号様式・第10号様式)	<ul style="list-style-type: none">・別紙の記入例を参考に、ご記入ください・消せるボールペンでの記入はできません・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません・必ず裏面の注意事項に同意をしていただく必要があります
②補助対象経費が確認できる領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none">・領収日及び施工業者等の押印があるもの
③契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">・契約日や契約内容がわかるもの
④補助対象事業の完了日を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・引き渡し日や工事完了の日付がわかるもの
⑤補助対象事業の実施状況を示す写真	<ul style="list-style-type: none">・補助対象機器の設置状況がわかる写真
⑥市内事業者から購入又は施工を行った事実を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システムに係る補助事業者内、市内事業者を利用する旨の申請をしている者のみ

※太陽光発電システム・ソーラーカーポートを設置したものは別途、当該年度の終わりに自家消費率報告書(第5号様式)を提出していただきます。この報告書の提出がない場合は、補助金を返還していただきます。また、設置年度を含む5年度は自家消費率を記録し、保管をお願いします。

※PPA 等利用時の場合の追加提出書類

①PPA 等事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分(決定済み額)がサービス料金から控除される予定であることが分かる書類
②PPA 等契約を利用し、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる旨の記載がある書類 ※リース等契約を利用した場合に、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保する旨の記載がある書類

5. Q&A

No.	質問	回答
1	交換対象となる機器が多いため、申請様式に書ききれません。どうしたらよいでしょうか	様式は特段の定めがありませんが、別紙という形で添付していただければ問題ありません。
2	国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請できますか。	国の補助金を利用している場合は、本補助金を利用することができません。東京都の補助金に関しては、併用することが可能です。(地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業、ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業)
3	太陽光発電システムを設置した際に必要とされる災害時の支援とはどのようなことですか。また、掲示物はもらえますか。	太陽光発電システムを利用した充電場所の提供や水・食糧などの提供になります。掲示物に関しては、こちらからの配布となります。
4	提出した際に書類に不備があった場合はどうなりますか	提出書類が全て揃った際に申請受付完了となります。
5	高効率照明機器のうち、既にタイマーでのシステムが組み込まれている場合、設置する機種にも調光制御機能が必要ですか。	調光制御機能が組み込まれている場合は新たに調光制御機能が備わっている機種を選ぶ必要はありません。